

保護者各位

松蔭中学校・高等学校  
保健室

## インフルエンザの出席停止期間について

12月に入り、気温が低く乾燥した日が増えてきました。インフルエンザの症例が出てくるのもこの頃です。本校ではインフルエンザについて下記の通り定めています。どうぞお知りおきください。

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止の扱いとなります。出席停止となる期間は2012年度より基準が変更されており、

## 「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

となっております。これにより、どんなに早く熱が下がったとしても、発症した後5日は出席停止となり、熱が下がった日によって出席停止期間が延長していきます。(下表参照)

発症日(当日0日目)は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状(38℃程度の発熱等)が始まった日です。病院を受診した際、医師に発症日の相談・確認をしてください。

受診していない場合や、登校証明書が提出されない場合は出席停止扱いになりません。

処方された薬によっては解熱が早い場合がありますが、解熱後もウイルスはまだ体外へ排出されている可能性があります。集団での流行拡大を防ぐために必要な措置ですので、ご理解とご協力をお願いします。

		発症日	発 症 後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合(最低基準)	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。